

株式会社〇〇製作所 消防計画 (作成例)

統括防火管理 [該当・**非該当**]

(「*」印・・・統括防火管理が必要なビルのテナント等の場合に記載する)

年 月 日作成

第1 目的と適用範囲

この計画は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、管理権原の及ぶ 〇〇製作所 部分に勤務等し、出入りする全ての者が守らなければならない。

第2 自衛消防隊の編成及び任務等

自衛消防隊長 [防火管理者 代表取締役 〇〇 〇〇]

活動班	隊員	任務
通報連絡班	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	大声で付近の者に知らせるとともに、119番通報をする。 非常ベル、自動火災報知設備を活用する。
初期消火班	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	出火場所に急行し、積極的に消火器を使用して消火活動を行う。
避難誘導班	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	避難経路図に基づき、携帯用拡声器等を活用し落ち着いて行動するよう誘導する。
<u>応急救護班 等</u>	<u>〇〇 〇〇</u> <u>〇〇 〇〇</u>	<u>負傷者に対し応急処置する。</u> <u>救急隊と連携し、情報を提供する。等</u>

第3 火災予防上の自主検査

火災予防上の自主検査は、(別表集 別表2・別表4)に基づき実施する。

検査対象	検査実施時期	検査実施者	その他必要事項
毎日点検	<u>毎日終業時</u>	<u>〇〇 〇〇</u>	
定期点検	<u>〇月、〇月</u>	<u>〇〇 〇〇</u>	

第4 従業員等の守るべき事項

- 1 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物を設けたり、置かない。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かない。
- 3 喫煙は、指定された場所で行う。

(追加例：火気使用設備器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物の近くで使用しない。等)

第5 放火防止対策

- 1 建物の外周部及び敷地内には段ボール等の可燃物を放置しない。
- 2 倉庫、書庫等は施錠する。
- 3 終業時には、火元責任者等が必ず施錠する。

(追加例：挙動不審者を見かけたら、防火管理者へ報告する。ごみ箱はごみ収集日の朝までごみ集積場に出さない。等)

第6 防火対象物及び消防用設備等の点検

- 1 点検結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備については改修計画を策定し整備する。
- 2 点検結果の記録は防火管理維持台帳に編冊して、整備し、保存する。
- 3 点検時以外で不備を発見した場合は、予算措置し、改修する。

* 消防用設備等の点検は建物所有者側が実施する。等

設備名	<u>消火器、自動火災報知設備、誘導灯</u>	点検 時期	機器点検 ○月
点検実施者	<u>〇〇防災設備 電話：012-345-6789</u>		総合点検 ○月

第7 地震対策

- 1 防火管理者は、地震時の災害を防止するための自主検査を(別表集 別表2・別表4)で定め実施するとともに、ロッカー等の転倒防止措置及び窓ガラスの飛散防止措置を行う。
- 2 地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。
- 3 周辺事業所と協議し、震災時の応援体制について消火活動及び救助・救護活動等に関する協力体制の確立を図るものとする。
- 4 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。
 - (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
 - (2) 火気使用設備器具の直近にいる 従業員等 は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。

(3) 防火管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気使用設備器具等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。

5 地震時の活動は、第2の自衛消防隊による活動を原則とする。

(1) 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させ、混乱を防止するために建物内にいる 在館者 に適切な指示を行う。

(2) 避難に当たっては、身の安全を確保した後 1階ロビー へ避難させる。

(3) 在館者を広域避難場所(〇〇公園(〇〇市〇〇町〇〇))へ誘導するときは、
順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

(追加例：要救助者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせるとともに、周囲のものと協力して救助活動を行うものとする。等)

6 その他

南海トラフ地震防災対策

南海トラフ地震防災対策推進地域に所在する対象物については別添「南海トラフ地震対策規程」を添付するものとする。

(警戒宣言、津波警報等が発せられた場合における対応措置)

(1) 防火管理者は、警戒宣言、津波警報等が発せられた旨の内容及び 直ちに営業を中止すること を在館者に伝達する。

(2) 防火管理者は、火気使用禁止及び施設・設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。

第8 工事における安全対策

1 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行う。

2 防火管理者は、工事に立ち会う。

3 工事人に、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせない。

4 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定する。

(追加例：溶接等火気を使用する工事を行う場合は消火器等の準備をする。)

(追加例：塗装等に危険物を使用する場合はその都度防火管理者の承認を得る。) 等

第9 消防機関への連絡、報告

1 防火管理者の選任（解任）の届出

2 消防計画の変更の届出

3 防火対象物の用途を変更するときの「防火対象物使用開始届」

4 消防用設備等の点検結果を消防機関に報告（ 1 ）年に1回 〇 月頃

5 改装工事時の「工事中の消防計画」

6 消火、避難訓練を実施する際の「訓練実施計画・結果報告書」

7 その他

(例：催物実施届、火気使用設備の届出、消防用設備等設置届 等)

第 10 統括防火管理者への報告

* 全体についての消防計画で定めている統括防火管理者に報告しなければならない事項が発生した際は、直ちに報告する。

第 11 防火管理業務の一部委託（有・無）

防火管理に関する業務の一部を（別表集 別表 10）のとおり委託する。

第 12 防災教育

1 従業員・新入社員等に対し下記のとおり教育を行う。

対象者	実施者	実施時期	内 容 等
従業員等	防火管理者	__○月・__○月	① 日常の火災予防 ② 火災発生時の対応
新入社員 パート	防火管理者 教育担当者等	採用時 必要の都度	③ 消防用設備等の取扱 ④ 地震時の対応 ⑤ その他火災予防上必要な事項

2 その他

* 全体についての消防計画に定められているビル全体で実施する防災教育に参加する。

第 13 訓 練

訓練種別	訓 練 内 容	実 施 時 期
総合訓練	消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練 <u>* ビル全体で実施される総合訓練に参加する</u>	__ ○ 月
部分訓練	消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練	__ ○ 月 __ ○ 月

その他

訓練を実施する場合は、あらかじめ消防機関へ通報し、訓練届を提出する。等

第 14 その他防火管理上必要な事項

(例：緊急連絡先の記載 等)

第 15 避難経路図

平面図を図示又は添付し、経路を矢印で記す。